

「少量排出事業者に係るごみ集積所利用制度の在り方(案)」にかかる パブリック・コメントの実施について

本案の策定にあたり、次のとおりパブリック・コメントを募集します。

1 案件名

少量排出事業者に係るごみ集積所利用制度の在り方(案)

2 内容

本市では、1回のごみ排出量が10kg以下の少量排出事業者は、事前に市に届出をすれば、地域のごみ集積所を利用し、市が行う収集、運搬及び処分によりごみを処理することができます。

しかし、この制度が、ごみの減量の妨げになり、本市のごみ処理量が多い一因となっているだけでなく、ごみ処理費用の負担において、自ら清掃センターにごみを搬入し手数料を納付している事業者等と公平性を欠く状況となっています。

本案件は、これらの現状を踏まえ、今後の少量排出事業者に係るごみ集積所利用制度の在り方についての考えを示すものです。

3 募集期間

平成28年12月12日(月)から平成29年1月11日(水)まで

4 提出方法

パブリック・コメント用紙に、提出者の対象区分、住所、氏名、連絡先及びご意見の内容を明記して、募集期間内に持参、郵送、FAX又はEメールで提出してください。

5 提出先

〒411-0000 三島市字賀茂之洞 4703-94 三島市清掃センター内

三島市環境市民部廃棄物対策課業務係

FAX番号 055-971-8994

E-mail haitai@city.mishima.shizuoka.jp

※市ホームページのパブリック・コメントコーナーにおいても提出できます。

6 意見の取扱い

提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方は、市ホームページに掲載するほか、廃棄物対策課、行政課、情報公開コーナー、公民館(北上、錦田、中郷、坂)及び生涯学習センターで閲覧又は資料配布の方法により公表します。

なお、提出された意見への個別回答はいたしません。

7 問合せ

三島市環境市民部廃棄物対策課業務係 電話055-971-8993